

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部の「注意」をよく読んでください。

（例）

・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合は、チェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 15 日

京都地方裁判所舞鶴支部執行係

裁判所書記官 森 脇 修 都

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 5 日から 令和 8 年 11 月 12 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 京都地方裁判所舞鶴支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 9 日 午前 10 時 00 分 場 所 京都地方裁判所舞鶴支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 12 月 2 日から 令和 8 年 12 月 2 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 15 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 970, 000 1, 576, 000	一括	394, 000	57, 904	0
1	1, 060, 000				
2	910, 000				
				</	

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-----------------|
| 1 | 所 | 在 | 舞鶴市字安岡小字大内 |
| | 地 | 番 | 1 0 3 0 0 番 7 9 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 6 4 4 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 舞鶴市字安岡小字大内 |
| | 地 | 番 | 1 0 3 0 0 番 8 0 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 5 5 5 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 2 0 日

京都地方裁判所舞鶴支部執行係

裁判所書記官 森 脇 修 都

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-----------------|
| 1 | 所 | 在 | 舞鶴市字安岡小字大内 |
| | 地 | 番 | 1 0 3 0 0 番 7 9 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 6 4 4 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 舞鶴市字安岡小字大内 |
| | 地 | 番 | 1 0 3 0 0 番 8 0 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 5 5 5 平方メートル |

令和6年(ヌ)第 4号
令和7年 7月9日受理
令和7年10月8日提出

再現況調査報告書

京都地方裁判所舞鶴支部

執行官 川 村 裕

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-----------------|
| 1 | 所 | 在 | 舞鶴市字安岡小字大内 |
| | 地 | 番 | 1 0 3 0 0 番 7 9 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 6 4 4 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 舞鶴市字安岡小字大内 |
| | 地 | 番 | 1 0 3 0 0 番 8 0 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 5 5 5 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1、2
現況地目	☐ 宅地 (物件) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ 農地 (物件) ☒ 雑種地 (物件1、2) ☐ 山林 (物件) ☐
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 不明
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☒ 上記の者が太陽光発電システムとして、太陽電池モジュールを設置して占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
その他	目的物件の状況 1 別添写真のとおり 2 物件1、2土地の状況 (1) 形状・面積 物件1土地は、公図、地積測量図によると概ね四角形の土地であり、物件2土地は、概ね大小2個の四角形を組み合わせた形状の土地である。 山中であり、平らではなく高低差があり、物件1、2土地の北側の北方向に下る急斜面、物件2土地東側の東方向に上る急斜面は、登山技術がないと入ることはできない。 現地概測の経緯、結果について執行官の意見欄参照。 (2) 利用状況 太陽光発電システムの敷地として利用されている。物件1、2土地及びその周辺に太陽光発電システム以外の不動産は存在しない。 7月23日の外部調査時には、関西電力の電線につなぐケーブルがなく(盗まれたものと思われる。)売電不可能な状態だった。10月8日の立入り調査時は、上記ケーブルが復旧されており、メーターも動いていた。 (3) 道路接面状況 道路には接面していない。第三者が所有している隣地を徒歩で通過しないと入れない。
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
債権者代理人報告書	1 目的物件について、令和7年6月23日、物件1、2土地及び周辺境界土地の復元測量を行い、座標値をもって目的物件が特定され、現地には境界点全てに仮杭を設置しました。 2 上記測量等を行った土地家屋調査士法人は、同土地の分筆登記を行った際に測量等を行ったものであり、その正確性は担保されます。

執行官の意見(1)
1 前回令和6年8月28日の立入調査時には、地積測量図に表示されている境界標（プラスチック杭）を1本だけしか現地で確認することができなかった。境界標（プラスチック杭）が土砂に埋まっているか、流れたものと思われる。 2 その後、令和7年6月23日に、債権者代理人が、物件1、2土地を含む一帯の土地を分筆する際に、測量、地積測量図作成を行った土地家屋調査士法人に依頼し、境界点を座標値で特定し、もともと境界標があった場所に仮境界標を打ち込んだ。境界を挟む土地の所有者が立ち会って合意して作った境界標ではないので、仮の境界標であるが、分筆を行った上記土地家屋調査士法人が、座標値データで境界点を復元したものであるため、位置の正確性は担保されていると考えられる。 3 令和7年10月1日の立入調査では、上記土地家屋調査士法人が復元した境界標の位置を確認し、物件1、2土地の位置範囲を特定することを試みた。上記土地家屋調査士法人が作成した区画図（地積測量図と同じ内容）の境界点436、437、438、439の位置に立ち入り、境界標を確認することができた。また境界標を結んだ物件1土地の北側境界線を確認することができた。 4 境界点440、441があるはずの場所は、急斜面の上、442があるはずの場所は急斜面の中であり、登山技術を持たない当職と評価人は下から上って立ち入ることができなかった。隣地を北方向に向かい、太陽電池パネル群の北端から迂回して下るルートも考えられるが、他人所有地に深く立ち入ることになるので断念した。境界点440、441、442の境界標を急斜面の下から望遠レンズで探したが、発見することはできなかった。物件2土地の境界点439以東の北側境界線は、おおよそその確認しかできなかった。 物件1、2土地の南側境界線を示す境界点7046、8034は、急斜面の途中にあり、境界点8035、7047、8033は急斜面の下であり、登山技術を持たない当職と評価人は立ち入ることができなかった。太陽電池パネル群の西側から迂回して下るルートには、金網フェンスがある。他人所有地の金網フェンスをのり越えることになるので断念した。境界点7046、8034を急斜面の上から望遠レンズで探したが、発見することはできなかった。 5 境界点は物件1、2土地北側境界線上の4箇所しか現地で確認できなかったが、物件1、2の全体を見ることができた。令和7年7月7日付債権者代理人報告書の各写真、空中写真重ね図と現地の状況は一致しており、正確なものと思われるので、本報告書に引用する。 6 債権者提出の株式会社ウエストエナジーソリューション「太陽光発電システムのご提案」と題する書面によると、物件1、2土地及びその付近一帯は、分譲住宅のような区画の太陽光発電システムとして計画、開発され、分譲されたと考えられる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見(2)

- 7 太陽電池モジュールとは、太陽電池を耐環境性を持たせるため外囲器に封入し、かつ既定の出力をもたせた最小単位の発電ユニットのことである。太陽電池パネルとは、複数の太陽電池モジュールを機械的に結合し、結線した集合のことである。太陽光発電システムとは、太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、電力を供給するために構成された装置の総体のことである。
- 8 土地が分譲された後、各区画の購入者が、太陽光発電システムを設置し、それぞれ再生可能エネルギー発電事業者になり、売電するしくみだったようである。本件請求債権は、信販会社である債権者の太陽光発電システム（設置工事費含む）代金の立替金である。
- 9 債務者とTHC株式会社間の商品売買契約書及工事請負契約書、THC株式会社の太陽電池モジュール配置図（以下「配置図」という）によると、太陽電池パネル販売・設置業者と各区画購入者が個別に契約を結んで太陽電池パネルを設置している。債務者の区画以外の区画も含めて実際に太陽光発電パネル販売・設置を行ったのはTHC株式会社である。
- THC株式会社のお見積書によると、債務者の区画に280枚の太陽電池モジュールを設置することになっている。配置図によると、物件1、2土地及びその付近一帯は、FGHIJの5区画に分かれている。配置図上、各区画の境界線は点線で表示されている。債務者の区画はJ区画である。配置図によると、J区画には280枚の太陽電池モジュールを設置することになっている。他の区画にも同じく各280枚の太陽電池モジュールを設置することになっている。
- 10 配置図に、当職が物件1、2土地の境界点を重ね合わせた図（以下「配置図重ね図」という）を作成した。配置図は現地の高低差を無視し、東西方向に直線的に太陽電池モジュールを並べるかのように作成されているが、現況は、空中写真重ね図のように太陽電池モジュールが並びつに配置されている。よって配置図重ね図の太陽電池パネル配置は現況と少しずれている。しかし、おおむね配置図の各区画境界線に沿って金網フェンスが設置されており、太陽電池モジュールの配置にずれがあっても、配置図上の各区画の境界、現地の金網フェンスの仕切りは、各区画の境界と見て間違いないものと思われる。
- 11 配置図重ね図によると、物件1土地には債務者のJ区画の一部と、第三者のH区画一部、I区画の一部が含まれている。物件2土地には、債務者のJ区画の一部と、第三者のF区画の一部が含まれている。J区画上の太陽電池モジュールは、債務者の所有である。これに対しF、H、I区画上の太陽電池モジュールは、それぞれの区画の土地の所有権を買った人が、自分の土地に自分のソーラーパネルを設置したつもりで、実は他人の土地であったというケースである。
- 12 ここで、太陽電池パネルが、土地に定着していない動産なのか、土地に定着している不動産なのか、が問題になる。
- 太陽電池パネルが動産なら、物件1土地内のH、I区画上の太陽電池パネル及び物件2土地内のF区画の太陽電池パネルは、それぞれの区画を買った各第三者の所有物である。
- 太陽電池パネルが不動産なら、F、H、I区画を買った各第三者が、なんら目的物件の利用権原を持たないのに持っているとして誤信して太陽電池パネルを設置したことになり、民法242条本文が適用されて、目的物件内のF、H、I区画上の太陽電池モジュールの所有権は、債務者に帰属することになる。
- 13 債権者提出の株式会社ウエストエネルギーソリューション「太陽光発電システムのご提案」と題する書面によると、太陽光発電システム全体でのシステム容量は88.20kwであり、電気事業法38条1項2号イ、電気事業法施行規則48条2項1号の50kwを超えている。ただ電圧に関する資料はないため、電気事業法38条1項ただし書き、電気事業法施行規則48条1項の600Vを超えているかどうかは不明で、事業用電気工作物か一般用電気工作物かは不明である。
- だが、事業用電気工作物であれば電気事業法39条1項により、一般用電気工作物であれば電気事業法56条1項により技術基準に適合する義務が課せられる。その技術基準を定めた発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令4条（支持物の構造等）、5条（土砂の流出及び崩壊の防止）を遵守すると、発電用太陽電池設備を土地に定着させないことは不可能である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

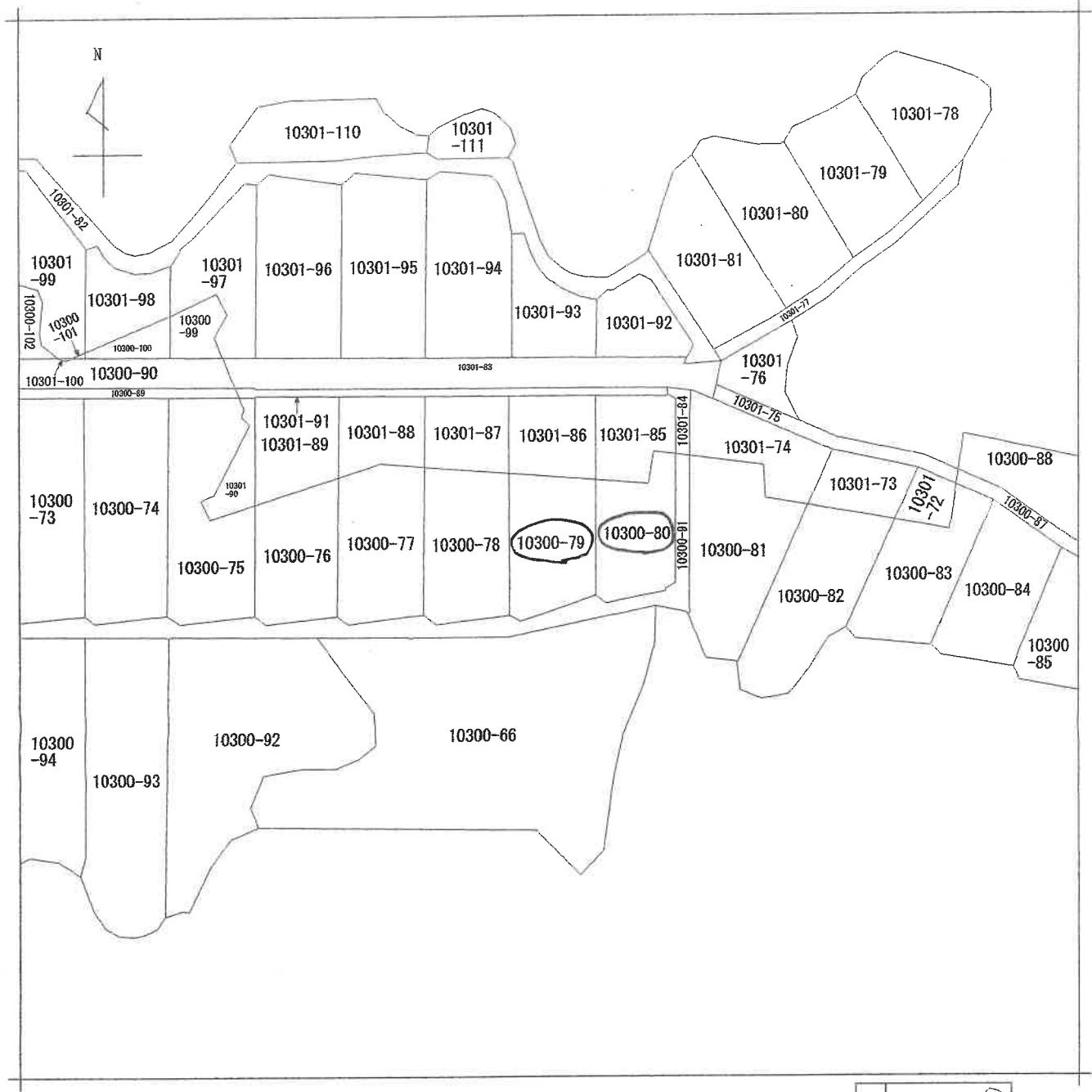
執行官の意見(3)

- 14 ただし、目的土地上の発電用太陽電池設備が造成されたのは令和2年である。発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令附則では「1 この省令は、令和3年4月1日から施行する。2 この省令の施行の際現に施設し、または施設に着手した電気工作物については、なお従前の例による。」とあるので、目的土地上の発電用太陽電池設備には発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令は適用されない。
- 15 省令になる前は法的拘束力がない地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版があった。当職に目的物件土地上の太陽光発電システムが、設計ガイドライン2019年版に従って建てられたかどうかを鑑定する能力はないが、見える範囲において前記ガイドラインと矛盾する工法を発見できない。
- 地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版の15ページないし17ページには、水害、積雪、風圧、地震等による被災事例が記載されている。物件所在地ではもともとあったはずの境界杭が流出、埋没するほどの土砂の移動があった。また物件所在地は日本海側の豪雪地帯であり、積雪もある。しかし目的物件土地上の太陽電池パネルは前記被災事例の写真のように破壊されてはいない。
- してみると、目的物件土地上の太陽電池パネルを含む太陽光発電システムは、土地に定着しており不動産であると認められる。
- 16 結局、目的物件土地上に太陽電池モジュールを設置した各第三者は、なんら目的物件の利用権原を持たないのに持っていると誤信して太陽電池モジュールを設置したため、民法242条本文が適用されて、目的物件内のF、H、I区画上の太陽電池モジュールの所有権は、債務者に帰属し、F、H、I区画の持ち主の損失は民法248条、703条、704条により不当利得で調整することになると思われる。
- 民法242条本文が適用され、目的物件内のすべての太陽電池モジュールの所有権が債務者に帰属するなら、目的物件に第三者の占有はないことになる。
- 17 THC株式会社がいかなる根拠に基づいて配置図の区画境界線を引いたのかはわからない。THC株式会社は法人登記は残っているが、連絡が取れない。債務者のJ区画も、北東方向が他人所有地に越境している。
- 18 なお、送電系統がどうなっているかは不明である。太陽電池モジュール9枚組、16枚組、24枚組の各ソーラーパネルから1本のケーブルが出て地下に埋められており、土地境界線上の太陽電池パネルの電気を分割できると思われる。
- 19 立入調査の結果、関係人の陳述、提示文書から、2ページ記載のとおり認定した。

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年7月23日 14:10-14:25	物件所在地	外部調査、写真撮影
7年10月1日 13:40-15:00	物件所在地	立入調査、写真撮影
(特記事項) なし		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請求部	所在	舞鶴市字安岡小字大内				地番	10300番79			
出力縮	1/1000	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図		
作成年月日	平成9年8月7日			備付年月日(原図)			補記事項			

登記年月日：平成9年8月11日

地積測量圖

~~300-66-300-106~~
300-66, 300-68, 300-106

番地

土地の所在

1/13

平成 九年八月 書書日

(日加納)

縮尺 1/2500

49.8 11

申請人

(平成) 9 年 7 月 4 日(作製)

作者

(五圖別9)

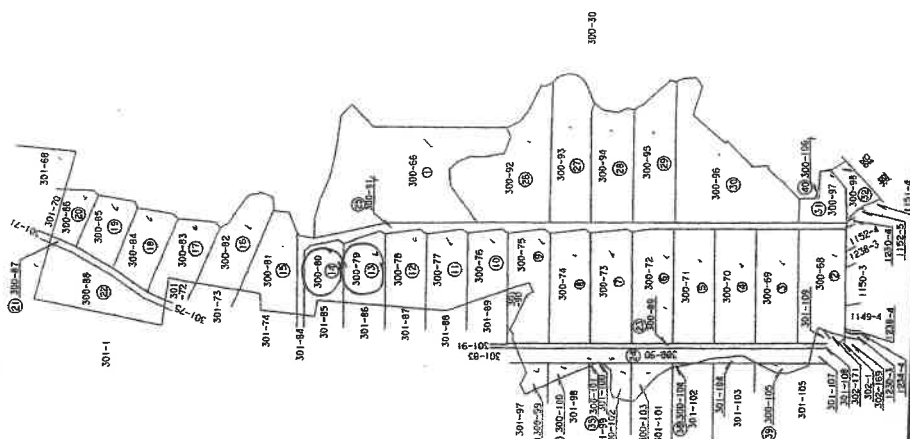
(1/26)

地 域	種 別	② 300-88		Yn	距 離	境界標識
		Xn				
413		995.193		1054.508	7.69	候
8042		995.191		1046.812	8.02	
653		987.445		1042.727	2.54	
892		988.368		1042.366	5.00	
801		990.190		1037.709	8.21	
328		991.878		1031.730	2.37	
829		989.508		1031.736	0.43	
830		989.078		1031.737	1.13	
831		987.951		1031.740	11.06	
832		976.904		1031.771	18.06	
833		958.842		1031.820	7.67	
834		961.168		1031.841	9.08	
416		942.074		1031.868	0.17	
417		942.058		1032.033	0.89	アラスチツク嶺
418		941.159		1032.046	22.46	アラスチツク嶺
419		941.239		1054.486	53.08	アラスチツク嶺
倍 面 積						2294.952560
面 積						1147.3262930
地 域						1147.92m

地 點	③	300-69		距離	境界標識
		Xn	Yn		
刺 点	412	995.198	1074.486	19.99	鐵
	413	995.183	1054.506	53.88	鐵
	418	941.239	1054.496	20.12	プラスチック杭
	420	941.263	1074.617	53.92	プラスチック杭
谷 面 積				2161.9527890	
園 精 確				1080.9813945	
地 塊				1080.98m ²	

地 點	標 高	④ 300-70		距離	備 考
		Xn	Yn		
411		995.230	1094.522	20.03	博多橋梁
412		995.198	1074.496	58.92	博多橋梁
420		941.293	1074.617	20.02	博多橋梁
421		941.234	1094.036	53.94	博多橋梁
估 面 積		2159.4493500			
面 積		1079.7246750			
備 考		1079.7246750			

地 番	⑤	300-71			延	備	境界標総
測点		Xn	Yn				
410		995.218	1114.488		19.97		ブラスツック板
411		995.220	1094.522		53.94		ブラスツック板
421		941.284	1084.636		19.65		ブラスツック板
422		941.243	1114.483		53.98		ブラスツック板
合 計					2148.1279780		
面積					1074.0639850		
備					1074.06350		



7 ページ

登記年月日：平成9年8月11日

次頁に図面に関する変更内容を示す。

0033630

1枚目と同様

地積測量図

地番

土地の所在

舞鶴市大字安岡小学大内

地番	測点	300-82			境界線
		Xn	Yn	距離	
8031		969.856	1824.901	41.17	境界線
446		931.900	1308.488	6.36	プラスチック板
447		925.682	1309.175	6.56	プラスチック板
448		923.493	1314.324	6.50	プラスチック板
449		924.802	1320.690	6.18	プラスチック板
450		931.308	1325.653	6.33	プラスチック板
451		938.347	1330.116	4.59	プラスチック板
452		940.551	1334.146	28.03	プラスチック板
8030		966.188	1345.466	20.87	境界線
地積				1745.9408940	
面積				872.923470	
地				872.92㎡	

地番	測点	300-83			境界線
		Xn	Yn	距離	
8029		974.587	1359.984	10.66	境界線
7050		963.995	1358.501	13.20	
8030		968.188	1345.466	28.03	
452		940.551	1334.146	3.40	プラスチック板
453		937.956	1336.342	17.84	プラスチック板
454		936.408	1354.116	35.90	プラスチック板
203		969.354	1369.975	1.50	
202		970.638	1366.578	9.37	
地積				1329.1967820	
面積				684.5943960	
地				684.59㎡	

地番	測点	300-84			境界線
		Xn	Yn	距離	
200		959.420	1385.577	19.95	プラスチック板
201		970.591	1369.043	0.53	プラスチック板
202		970.838	1368.579	1.50	
203		969.354	1369.375	35.90	
454		936.408	1354.116	3.40	プラスチック板
455		934.130	1356.643	17.46	
456		931.313	1373.871	30.45	
地積				1384.0624280	
面積				692.9312140	
地				692.93㎡	

地番	測点	300-85			境界線
		Xn	Yn	距離	
199		949.581	1403.284	20.27	
200		959.420	1385.577	30.45	プラスチック板
456		931.313	1373.871	3.52	
457		928.213	1375.538	17.61	
458		925.023	1392.661	20.66	
地積				1193.5109130	
面積				686.7553055	
地				686.75㎡	

作製者

平成 9 年 7 月 4 日(作製)

申請人

地番	測点	300-79			境界線
		Xn	Yn	距離	
8034		975.522	1274.604	20.49	
8035		977.055	1254.175	38.70	
436		949.365	1254.403	3.00	プラスチック板
437		941.978	1257.064	18.65	プラスチック板
438		947.958	1274.734	27.56	プラスチック板
地積				1289.5373400	
面積				644.7686700	
地				644.76㎡	

地番	測点	300-80			境界線
		Xn	Yn	距離	
8033		961.671	1293.603	5.18	
7047		982.507	1288.467	7.84	
7048		974.575	1287.154	12.59	
8034		975.522	1274.604	27.56	
436		947.958	1274.734	3.06	プラスチック板
439		946.189	1277.230	14.58	プラスチック板
440		949.109	1291.493	0.52	プラスチック板
441		949.570	1291.246	2.86	プラスチック板
442		961.056	1293.689	30.62	プラスチック板
地積				1111.5746550	
面積				555.7673276	
地				555.76㎡	

地番	測点	300-81			境界線
		Xn	Yn	距離	
8031		969.659	1324.901	10.19	
7049		971.349	1314.852	7.76	
7048		979.085	1314.417	17.63	
8032		961.261	1299.921	35.43	
211		944.828	1297.093	0.16	
212		944.920	1297.243	0.85	
213		943.875	1297.248	0.17	
214		943.845	1297.079	0.43	
215		943.945	1296.653	11.50	
444		938.281	1300.968	7.87	プラスチック板
445		932.394	1308.287	0.53	プラスチック板
446		931.900	1308.488	41.17	プラスチック板
地積				1811.0456950	
面積				905.5228455	
地				905.52㎡	

縮尺 1/

H9.8.11

登記年月日：平成9年8月11日

11/13

0033638

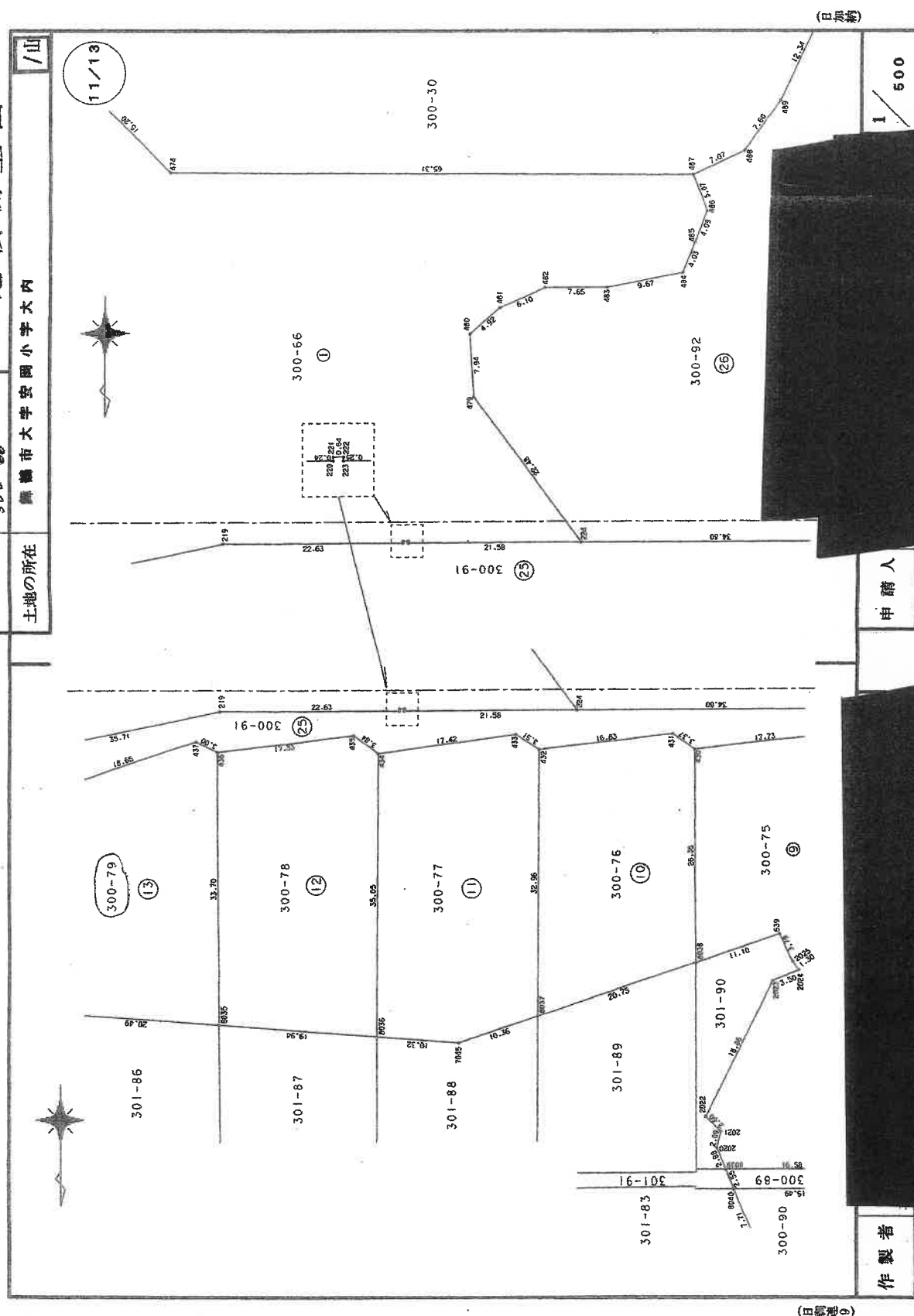
地積測量圖

300-68-106
300-66

驗 習

土地の所在

山



著
製
作

人隨申

—

11864

(21/26)

次頁に図面に関する変更内容を示す。

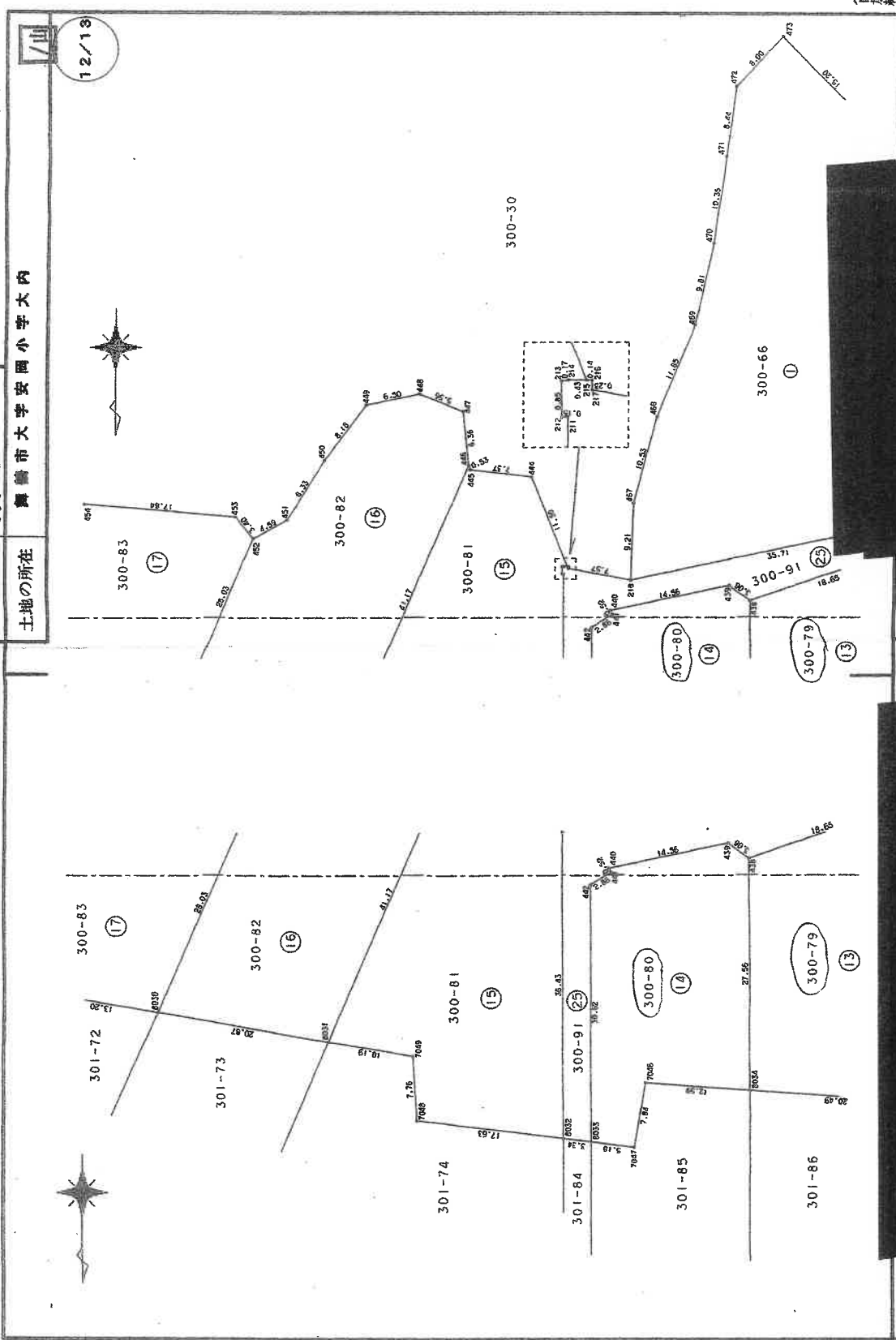
登記年月日：平成9年8月11日

0033633
地積測量図

1枚目と図様

番 300-68~106
300-66

土地の所在 舞鶴市大字安岡小学大内



申請人

作製者

縮尺 1/500

H 9 8 . 1 1

空中写真重ね図

東京都葛飾区安国小字大田 地区

写真撮影位置方向

S=1/500





1



2

3



4

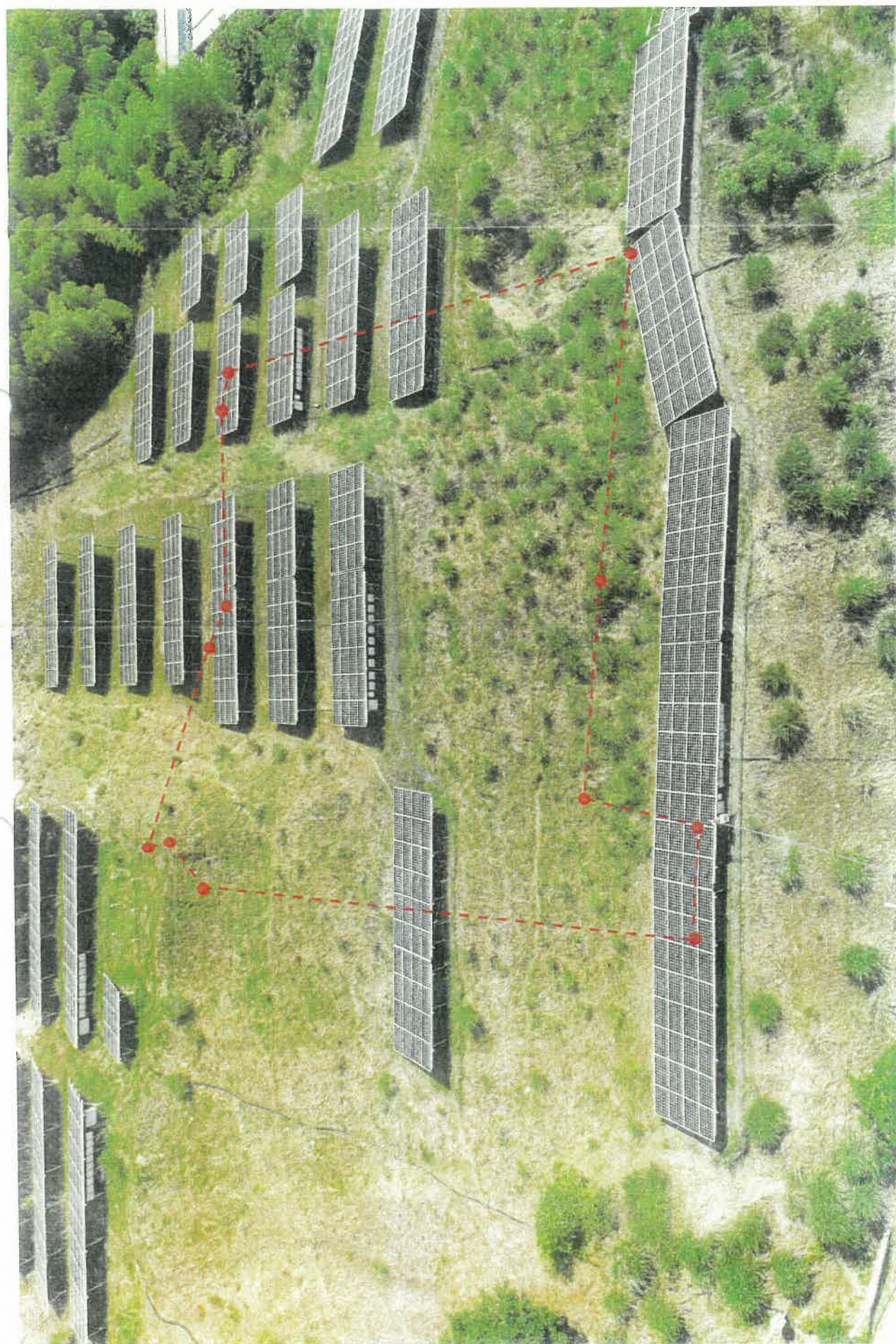




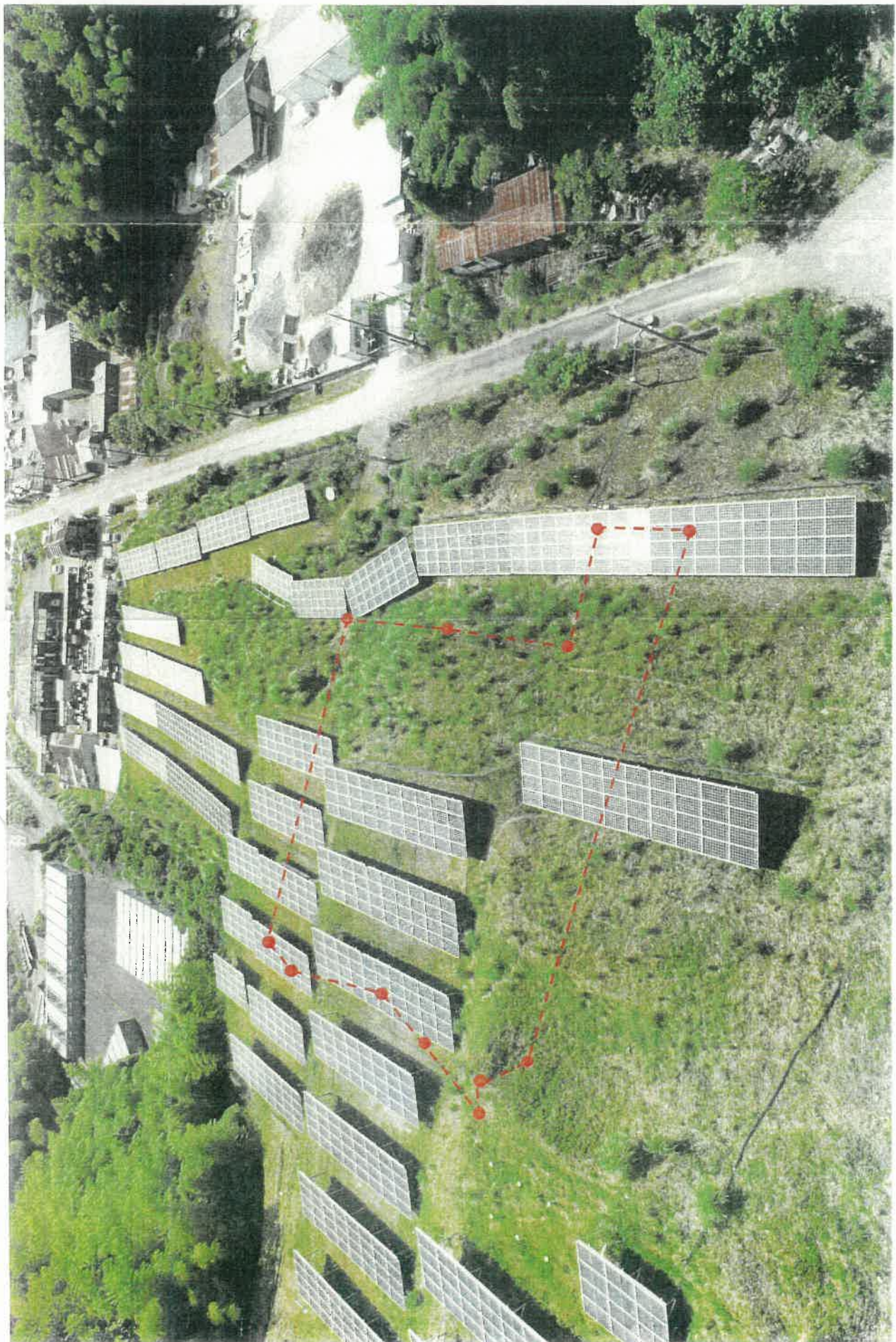
5



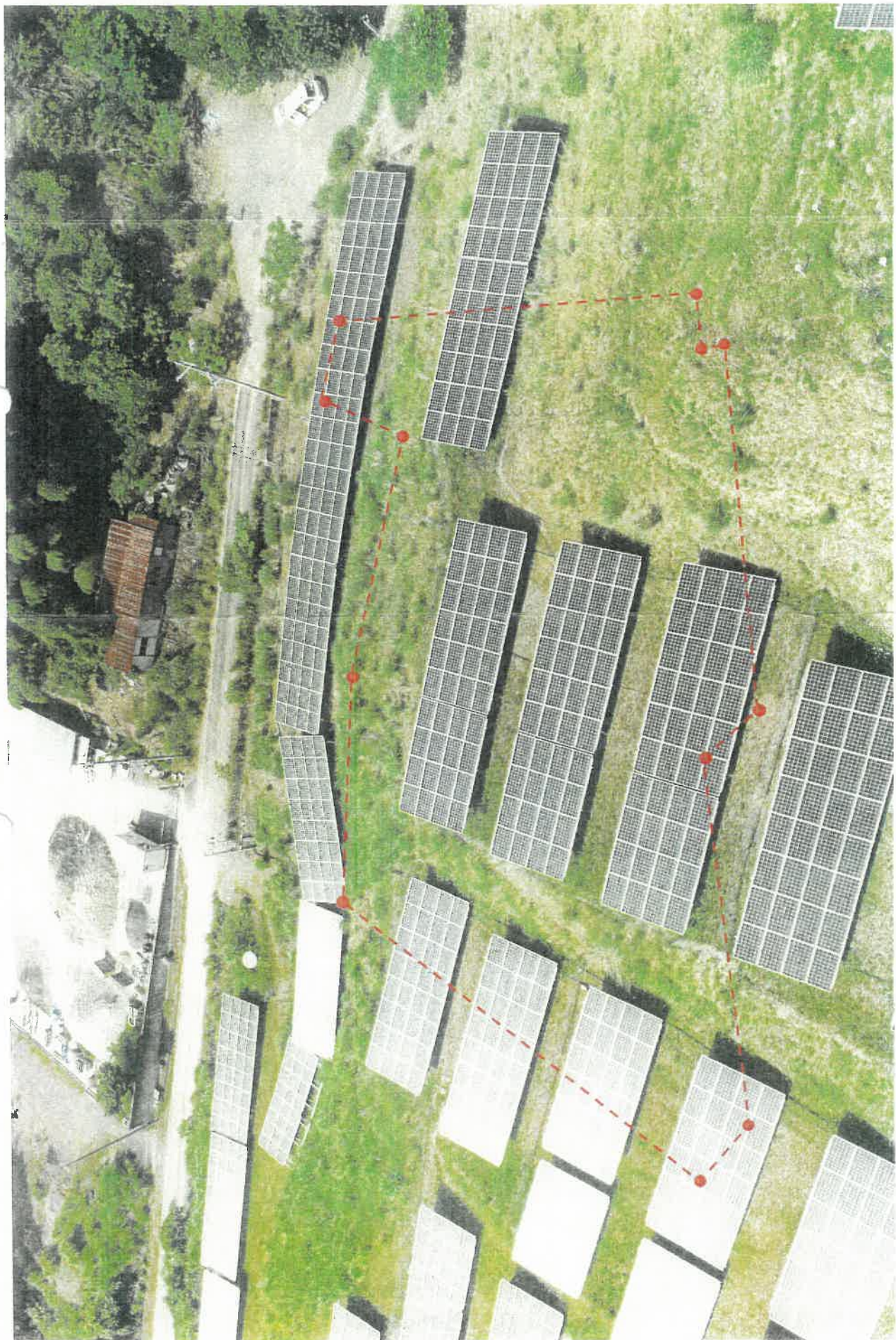
6



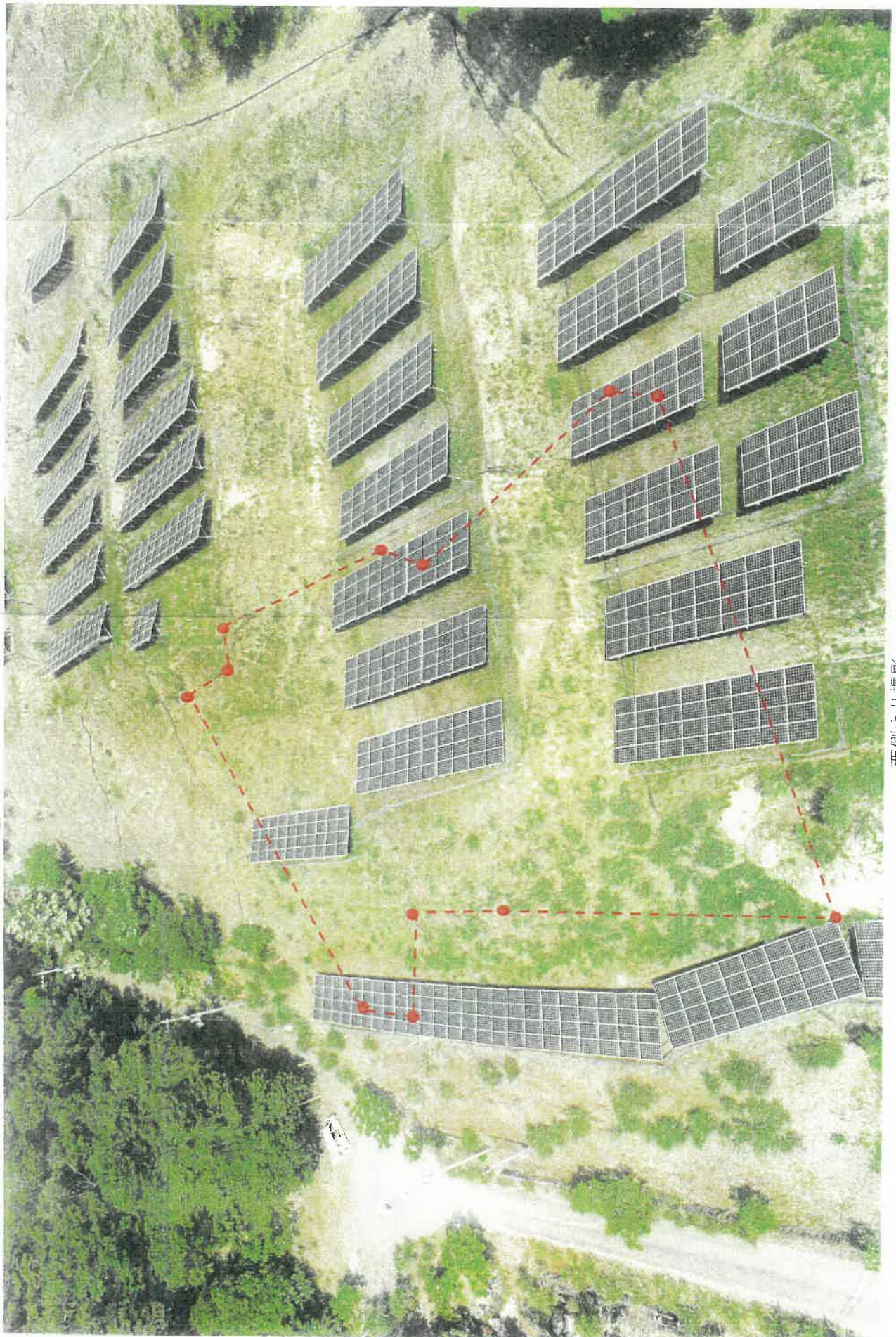
北側より撮影



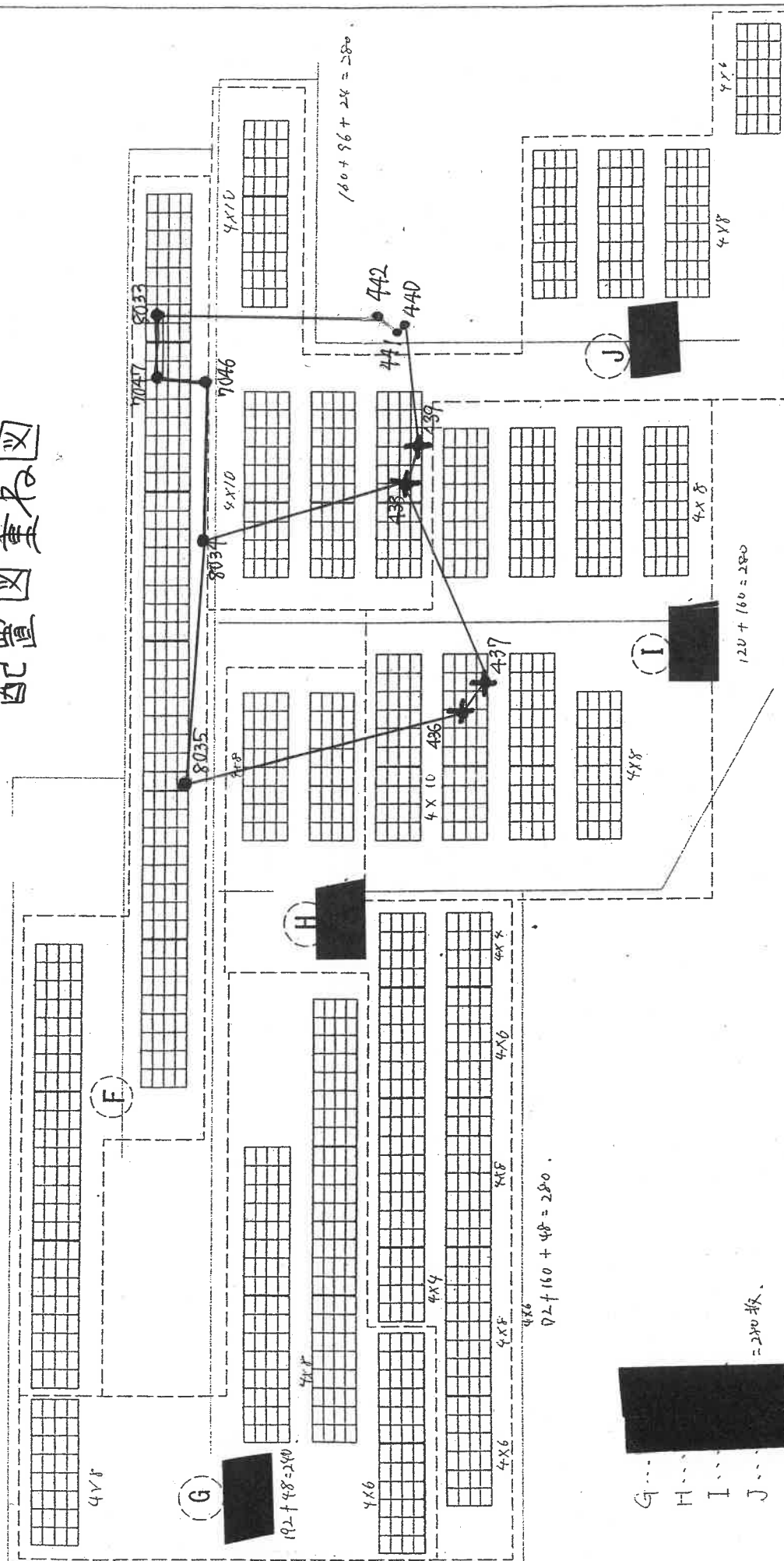
東側より撮影



南側より撮影



西側より撮影



【備考欄】

【住所】

【案件名】

太陽電池モジュール配置図

【お客様名】

舞鶴5区画

令和6年(ヌ)第 4号
令和6年 8月2日受理
令和6年12月6日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所舞鶴支部

執行官 川 村 裕

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-----------------|
| 1 | 所 | 在 | 舞鶴市字安岡小字大内 |
| | 地 | 番 | 1 0 3 0 0 番 7 9 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 6 4 4 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 舞鶴市字安岡小字大内 |
| | 地 | 番 | 1 0 3 0 0 番 8 0 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 5 5 5 平方メートル |

(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	(住居表示未実施)
土 地	物件 1、2
現 況 地 目	☐ 宅地 (物件) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ 農地(物件) ☒ 雑種地(物件 1、2) ☐ 山林 (物件) ☐
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 不明
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☒ その他の者(可能性はあるが断定できない) ☒ 上記の者が太陽光発電設備として、太陽電池モジュールを設置して占有している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり
そ の 他	目的物件の状況 1 別添写真のとおり 2 物件 1、2 土地の状況 (1) 形状・面積 物件 1 土地は、公図、地積測量図によると概ね四角形の土地であり、物件 2 土地は、概ね大小の四角形を組み合わせた形状の土地である。 山中であり、平らではなく高低差がある。 現地概測を試みたが、地積測量図記載の境界標識プラスチック杭を 1 か所しか発見することができなかったため、物件 1、2 土地の所在を把握することができず、公図、地積測量図の形状、登記上の面積との一致不一致は不明である。大まかな所在しかわからない。 なお執行官の意見欄参照。 (2) 利用状況 太陽光発電設備の敷地として利用されている。物件 1、2 土地及びその周辺に太陽光発電設備以外の不動産は存在しない。 (3) 道路接面状況 南側と東側で、地目が公衆用道路として登記されている未舗装私道 10300 番 91 土地に接面している。しかし現在は倒木があるため、自動車でも未舗装私道を通行することができず、徒歩で入るしかない。
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建 物 (目 的 外 建 物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈2占〉)

占有者及び占有権原 (物件1, 2関係)			
占有範囲		☒ 全部もしくは一部 ☐ 一部もしくは占有範囲なし	
占有者		☒ 債務者 ☐ ☒ 債務者以外の者 (隣地所有者)	
占有状況		☒ 太陽光発電設備設置場所 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☒ 太陽光発電設備設置場所 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫	
関係人の陳述及び提示文書の要旨		☒ 債権者提出文書 (☒ 債務者とTHC株式会社間の商品売買契約書及工事請負契約書、太陽電池モジュール配置図、施工状況写真) ☒ 債権者提出文書 (☒ 債務者とTHC株式会社間の商品売買契約書及工事請負契約書、太陽電池モジュール配置図、施工状況写真)	
占有権原		☐ 賃借 ☐ 使用借 ☐ 転借 ☒ 所有権 ☐ 賃借 ☐ 使用借 ☐ 転借 ☒ 不明	
占有開始時期		令和2年 6月 4日 令和2年 6月 1日	
最初の契約等	契約日	年 月 日 年 月 日	
	期間	年 月 日から 年 月 日まで 年間 ☐ 年 月 日から 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし 年 月 日から 年 月 日まで 年間 ☐ 年 月 日から 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新 ☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から 年 月 日まで 年間 ☐ 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし 年 月 日から 年 月 日まで 年間 ☐ 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
	貸主	☐ 所有者 ☐ その他 () ☐ 所有者 ☐ その他 ()	
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他 () ☐ 占有者 ☐ その他 ()	
	賃料・支払時期	毎金 円 (毎限り 分払) ☐ 前払 () ☐ 前払 () ☐ 相殺 () ☐ 相殺 ()	
敷金・保証金		☐ ない ☐ 敷金 ☐ 保証金 円 ☐ ある [金 円 ☐ ない ☐ 敷金 ☐ 保証金 円 ☐ ある [金 円	
特約等		☐ 譲渡転貸可 ☐ ☐ 譲渡転貸可 ☐	
その他		☐ 「その他の事項」のとおり ☐ 「その他の事項」のとおり	
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☒ 「執行官の意見」のとおり ☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☒ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
関西電力送配電株式会社 京都電気工事受付センター従業員	1 現在は債務者と契約がありません。なので債務者の再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約の照会について回答することはできません。 2 物件所在地付近で再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約を結んでいる者もいません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

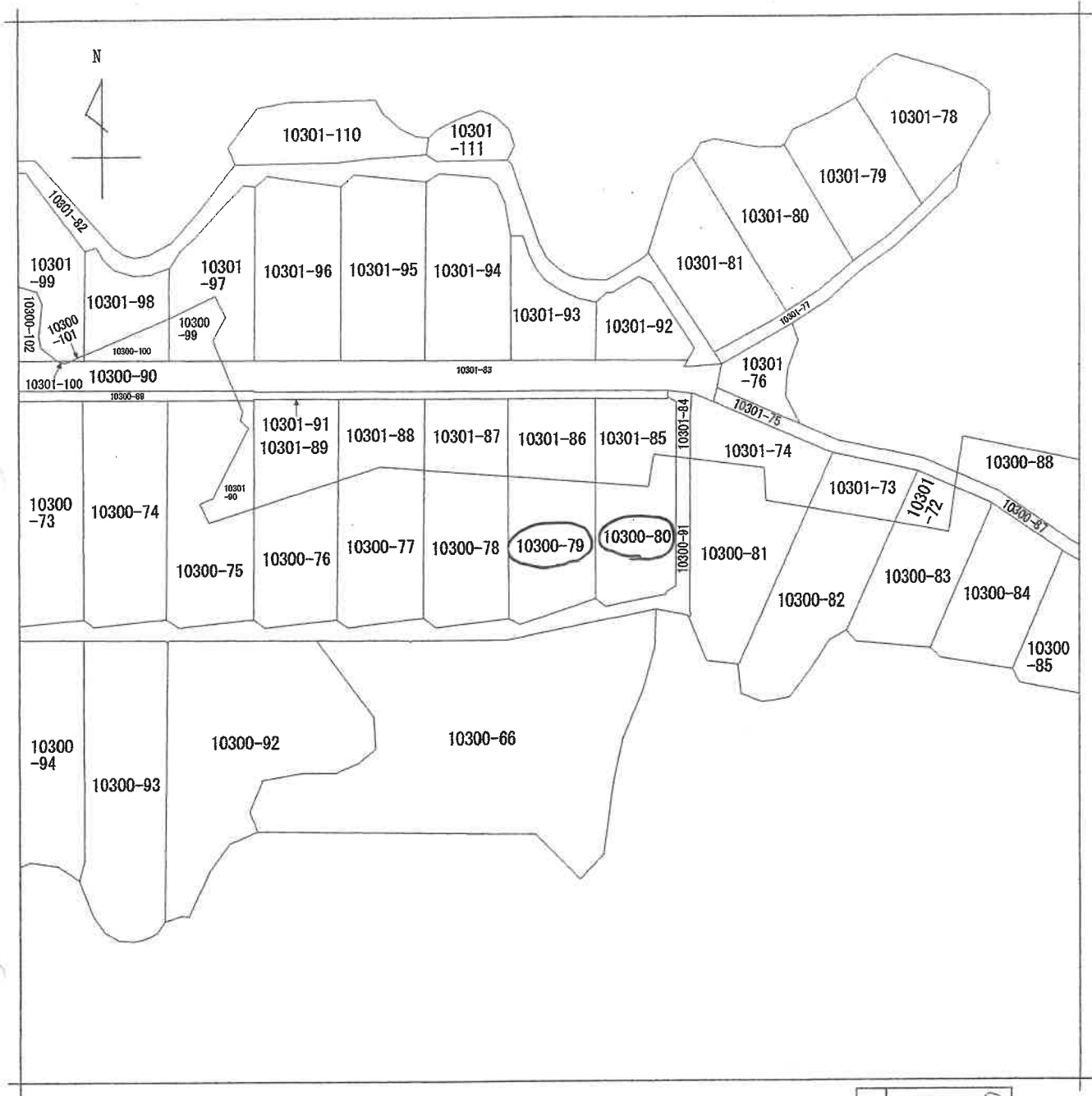
執行官の意見

- 1 物件1, 2土地及びその付近一帯には、太陽光発電パネルが多数設置されている。付近一帯の土地上に太陽光発電設備以外のものは存在しない。
- 2 物件1, 2土地及びその付近一帯は、分譲住宅のような区画の太陽光発電設備として計画、開発され、分譲されたと考えられる。(債権者提出の株式会社ウエストエネルギーソリューション「太陽光発電システムのご提案」と題する書面(以下、「ご提案」という))
- 3 土地が分譲された後、各区画の購入者が、太陽光パネルを設置し、それぞれ再生可能エネルギー発電事業者になり、売電するしくみだったようである。本件請求債権は、信販会社である債権者の太陽光発電パネル(設置工事費含む)代金の立替金である。
- 4 太陽光発電パネル販売・設置業者と各区画購入者が個別に契約を結んで太陽光発電パネルを設置している。債務者の区画以外の区画も含めて実際に太陽光発電パネル販売・設置を行ったのはTHC株式会社である。(債務者とTHC株式会社間の商品売買契約書及工事請負契約書、THC株式会社の太陽電池モジュール配置図(以下「配置図」という))
THC株式会社のお見積書によると、債務者の区画に280枚の太陽光発電パネルを設置したことになる。配置図によると、物件1, 2土地及びその付近一帯は、FGHIJの5区画に分かれている。配置図上、各区画の境界線は点線で表示されている。債務者の区画はJ区画である。配置図によると、J区画には280枚の太陽光発電パネルが設置されている。
- 5 配置図とTHC株式会社の施工状況写真を手掛かりにして、立入調査時にJ区画付近、すなわち物件所在地付近に臨場すると、配置図どおりに太陽光発電パネルが設置されていることが確認できた。おおむね配置図の区画境界線に沿って金網フェンスが設置されている。
- 6 公図、地積測量図の物件1, 2土地の境界線の形状と、配置図のJ区画の境界線の形状は異なる。配置図の他の区画の境界線の形状と、公図、地積測量図の各筆の境界の形状も異なる。ご提案記載のJ区画の形状と、公図、地積測量図の物件1, 2土地の境界線の形状はおおむね一致している。
THC株式会社がいかなる根拠に基づいて配置図の区画境界線を引いたのかはわからない。THC株式会社は法人登記は残っているが、連絡が取れない。太陽光発電パネルの枚数だけは、ご提案、お見積書、配置図とも280枚で一致している。
なので、債務者所有の太陽光発電パネルの一部が隣地に設置されている可能性があり、逆に隣地所有者が所有する太陽光発電パネルの一部が、物件1, 2土地上に設置されている可能性もある。よって占有者及び占有権原について3ページのとおりに認定した。
- 7 地積測量図はあるが、地積測量図に表示されている境界標(プラスチック杭)を現地で確認することができない。物件所在地は土地の高低差があり、平らではない地形である。擁壁、舗装などはなく、竹木の根もないので、土砂が流出しやすい状況になっている。実際に土砂が雨などで流れた形跡もある。境界標(プラスチック杭)が土砂に埋まっているか、流れたものと思われる。
境界標を1本だけ発見できたが、1本だけなので、地積測量図に示されたどの境界標にあたるのかは、不明である。
- 8 よって、物件1, 2土地のおおまかな所在はわかるものの、物件1, 2土地の正確な所在、形状、面積は不明である。土地見取図は、公図、地積測量図によって作成した大まかなものである。写真撮影位置方向は必ずしも正確なものではない。
- 9 債務者に対し照会書を発送したが、期限までに回答がなかった。
関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社に照会し、再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約の内容を調査しようとしたが、現在は債務者と契約がなく、また物件所在地付近で再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約を結んでいる者もないとのことで、債務者の再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約を調査することができなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6 年 8 月 8 日 10 : 30 - 10 : 40	物件所在地	外部調査、写真撮影
6 年 8 月 28 日 15 : 25 - 15 : 40	物件所在地	立入調査、写真撮影
6 年 8 月 30 日 : - :	執行官室	関西電力株式会社大阪中央コールセンター宛 照会書発送
6 年 9 月 2 日	執行官室	債務者宛照会書発送、北側隣地所有者宛照会書発送
6 年 9 月 12 日 : - :	執行官室	関西電力送配電株式会社託送営業部ネットワークサー ビスセンター宛照会書発送
6 年 9 月 25 日 12 : 00 - 12 : 05	執行官室	関西電力送配電株式会社託送営業部ネットワークサー ビスセンター従業員に電話聴取
6 年 9 月 30 日 : - :	執行官室	関西電力送配電株式会社託送営業部ネットワークサー ビスセンター宛照会書発送
6 年 10 月 9 日 13 : 20 - 13 : 25	執行官室	関西電力送配電株式会社託送営業部ネットワークサー ビスセンター従業員に電話聴取
6 年 10 月 10 日 : - :	執行官室	関西電力送配電株式会社託送営業部ネットワークサー ビスセンター宛照会書発送
6 年 10 月 23 日 15 : 10 - 15 : 15	執行官室	関西電力送配電株式会社京都電気工事受付センター従 業員に電話聴取
6 年 10 月 30 日	執行官室	横浜市に住民票写し交付申請
6 年 10 月 31 日 11 : 15 - 11 : 20	京都地方法務局 福知山支局	不動産登記全部事項証明書、地積測量図取得
6 年 11 月 6 日 13 : 20 - 14 : 20	物件所在地	立入調査、写真撮影
6 年 11 月 13 日 11 : 25 - 11 : 30	京都地方法務局 舞鶴支局 執行官室	商業登記履歴事項全部証明書取得 関西電力送配電株式会社京都電気工事受付センター宛 照会書発送
6 年 12 月 2 日 14 : 55 - 15 : 00	執行官室	関西電力送配電株式会社京都電気工事受付センター従 業員に電話聴取

特記事項なし チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請求部	所在	舞鶴市宇安岡小字大内				地番	10300番79			
出力縮	1/1000	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図		
作成年月日	平成9年8月7日			備付年月日(原図)			補記事項			

登記年月日：平成9年8月11日

番地

300-68-166
66, 300-68-300-106

0033628

~~1/3~~

地 點	⑤ 300-71			延 麓	備 註
	Xn	Yn			
測 点					
410	995.218	1114.488		19.97	埃岸礫堆
411	995.220	1094.522		58.94	アラスチック板
421	947.294	1094.636		19.85	アラスチック板
422	947.243	1114.483		53.98	アラスチック板
合 計				2146.1270780	
西 境				1074.0830890	
坡 脚				1074.05 m'	

作者

人請申

尺	1	2500
---	---	------

1188.11

(1/26)

次頁に図面に關する変更内容を示す。

登記年月日: 平成9年8月11日

0033630

1枚目と同様

地積測量図

地番

土地の所在

岡崎市大字安岡小字大内

山

3/13

地番 ⑩ 300-82					境界線	
測点	Xn	Yn	距離	面積		
8031	969.656	1324.901	41.17			
446	931.900	1308.458	6.36			
447	925.582	1309.175	5.58			
448	923.493	1314.324	6.50			
449	924.802	1320.890	8.18			
450	931.308	1325.853	8.33			
451	938.347	1330.116	4.59			
452	940.551	1334.146	28.03			
8030	989.186	1345.486	20.87			
併面積				1746.9409940		
面積				872.0209470		
地				872.92㎡		

地番 ⑪ 300-83					境界線	
測点	Xn	Yn	距離	面積		
8029	974.587	1359.984	10.98			
7050	983.995	1358.501	13.20			
8030	989.188	1345.486	28.03			
452	940.551	1334.146	3.40			
453	937.956	1336.342	17.84			
454	936.408	1354.116	95.90			
203	959.354	1388.375	1.50			
202	970.838	1385.579	9.37			
併面積				1329.1897820		
面積				684.5943960		
地				684.59㎡		

地番 ⑫ 300-84					境界線	
測点	Xn	Yn	距離	面積		
200	959.420	1385.577	19.95			
201	970.591	1369.043	0.53			
202	970.838	1368.578	1.50			
203	959.354	1368.375	35.90			
454	936.408	1354.116	3.40			
455	934.130	1356.943	17.46			
456	931.313	1373.871	30.45			
併面積				1384.0624280		
面積				692.0312140		
地				692.03㎡		

地番 ⑬ 300-85					境界線	
測点	Xn	Yn	距離	面積		
199	949.981	1403.294	20.27			
200	959.420	1385.577	30.45			
456	931.313	1373.871	3.52			
457	928.213	1375.538	17.61			
458	925.023	1392.561	26.68			
併面積				1193.5106130		
面積				596.7563085		
地				596.76㎡		

地番 ⑭ 300-79					境界線	
測点	Xn	Yn	距離	面積		
8034	975.522	1274.604	20.49			
8035	977.065	1254.175	33.70			
438	943.385	1254.403	3.00			
437	941.978	1257.094	18.65			
436	947.958	1274.734	27.58			
併面積				1289.6278400		
面積				844.7636700		
地				844.76㎡		

地番 ⑮ 300-80					境界線	
測点	Xn	Yn	距離	面積		
8033	981.871	1298.803	5.18			
7047	982.307	1288.457	7.84			
7048	974.676	1287.154	12.59			
8034	975.522	1274.604	27.58			
438	947.958	1274.734	3.06			
439	946.189	1277.230	14.56			
440	949.109	1291.493	0.92			
441	949.570	1291.246	2.56			
442	951.056	1293.889	30.52			
併面積				1111.6746560		
面積				555.7873278		
地				555.78㎡		

地番 ⑯ 300-81					境界線	
測点	Xn	Yn	距離	面積		
8031	959.856	1324.901	10.19			
7049	971.349	1314.552	7.78			
7048	979.085	1314.417	17.63			
8032	981.201	1296.921	36.43			
211	944.828	1297.083	0.16			
212	944.828	1297.243	0.65			
213	943.975	1297.248	0.17			
214	943.945	1297.079	0.43			
215	943.945	1296.959	11.50			
444	939.281	1300.988	7.37			
445	932.394	1308.287	0.53			
446	931.800	1308.488	41.17			
併面積				1811.0456930		
面積				905.5228465		
地				905.52㎡		

(目加納)

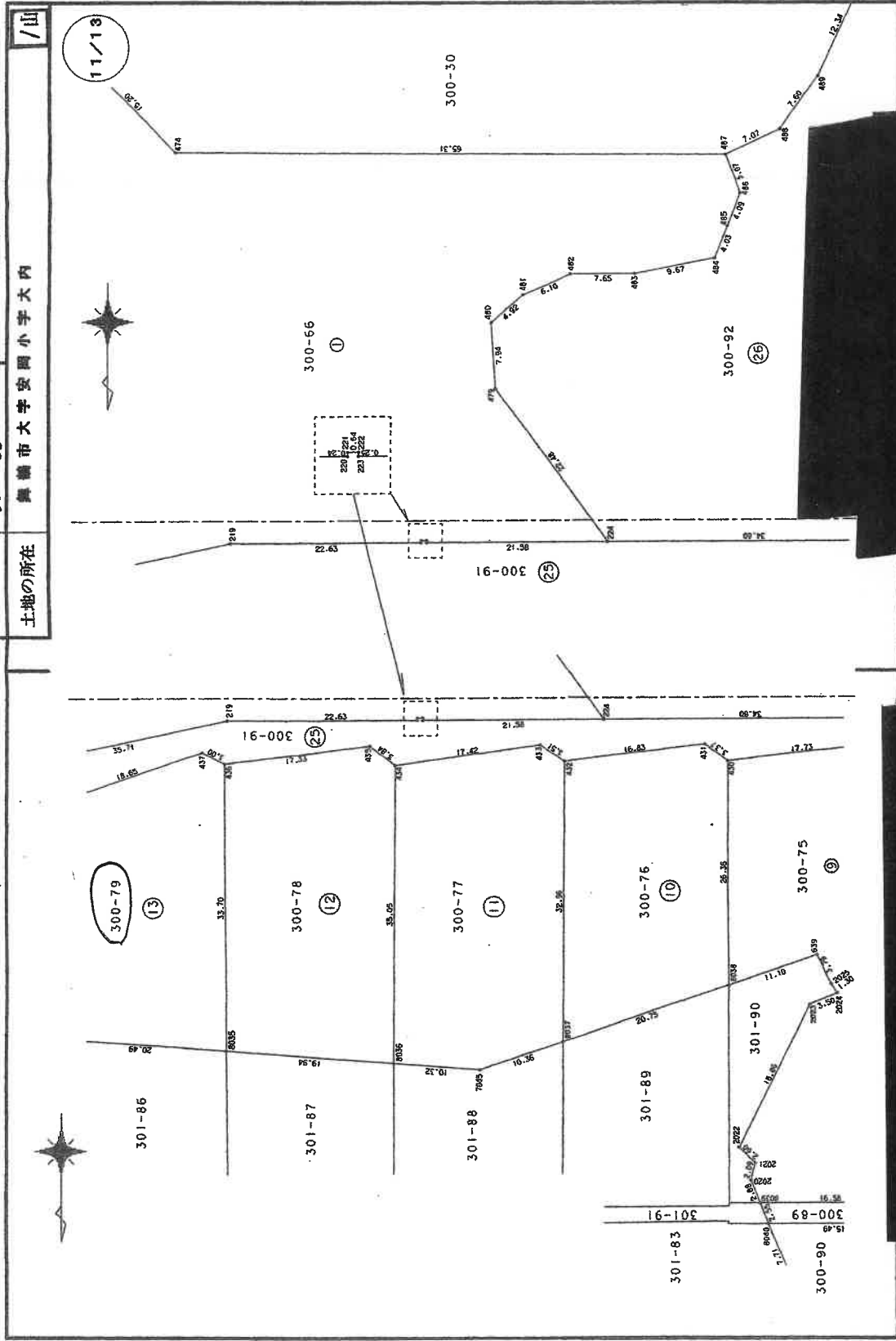
作製者

(目加納)

次頁に図面に關する變更内容を示す。

登記年月日: 平成9年8月11日

1枚目と同様		0033638	1/13
地番	300-68~-106	地積測量図	
土地の所在	舞鶴市大字安岡小字大内		



申請人

作製者

H9 8.11

次頁に図面に関する変更内容を示す。

登記年月日：平成9年8月11日

1/3

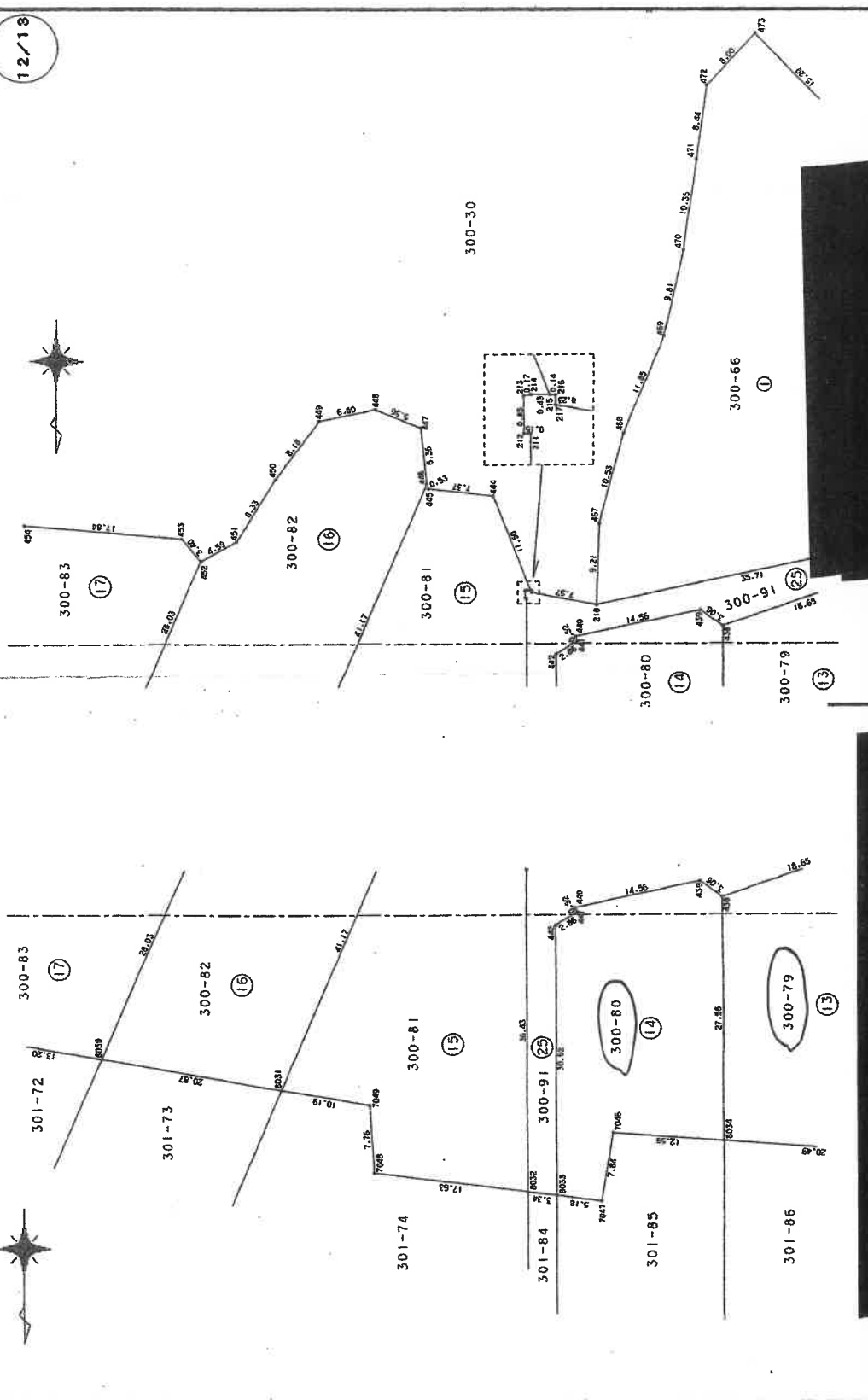
0033633

地積測量図

1枚目と同様

地番 300-68~106
300-66

土地の所在 舞鶴市大字安岡小学大内

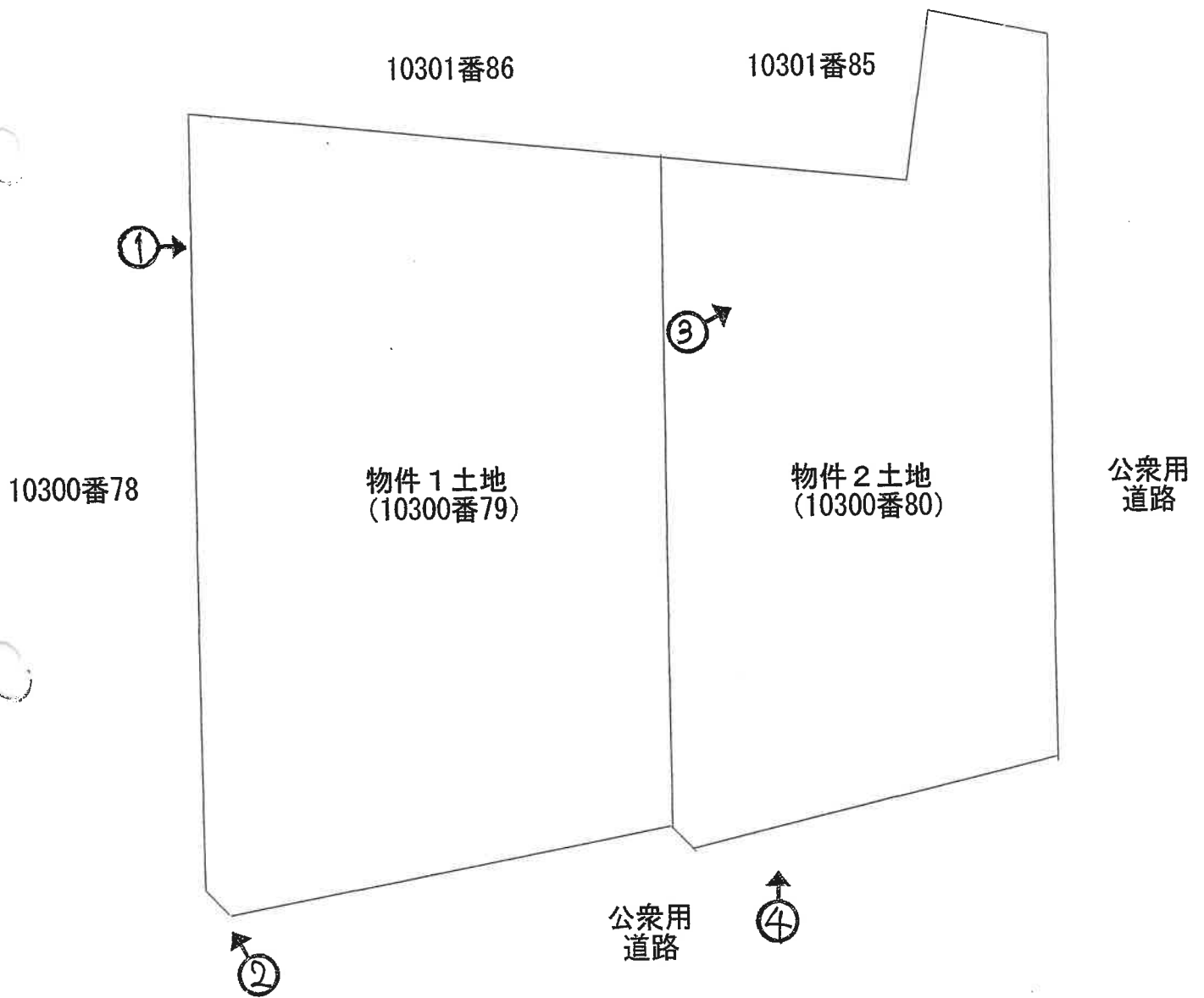
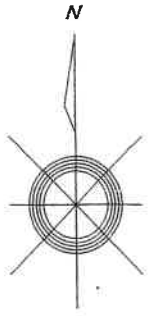


申請人	縮尺 1/500
製作者	

H 9 8 . 1 1

土地見取図

写真撮影位置方向





1



2



3



4

令和 6 年 （ヌ）第 4 号

令和 7 年 10 月 1 日 現地調査
令和 8 年 7 月 31 日 評価

京都地方裁判所舞鶴支部 御中

再 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

寺田吉宏

第1 評価額

一括価格			
金		1,970,000	円
内訳価格			
物件1（土地）	金	1,060,000	円
物件2（土地）	金	910,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番 地目積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
2	所在地番 地目積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
番号	特 記 事 項		
	・現地立入調査の結果、物件1土地及び物件2土地には所々に太陽電池モジュールが設置されており、建物の存在は無く、両土地は一体として太陽光発電設備の敷地として利用されていることが確認された。		

第4 目的物件の位置・環境等

土地の概況及び利用状況等

(物件 1・2)

位 置 ・ 交 通	JR舞鶴線「東舞鶴」駅の北東方・道路距離約 6700 m 最寄バス停「中山」の南東方・約 1,100m (徒歩 約 14分) (付属資料「目的物件の位置図」参照)	
付 近 の 状 況	郊外の山間に資材置場、太陽光発電設備等が見られる大規模盛土造成地	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制 等	市街化調整区域 用途指定なし 60 % 200 % なし 大規模盛土造成地(谷埋め型)
画 地 条 件	縦 約28.0 m、横約 39 mの 不整形地 第 4 図のとおり	
接面道路の状況	接面道路不明 公図、登記事項証明書等において本件土地の南側及び東側に公衆用道路の記載があるが、現地においてその位置、形状、幅員等について明確に確認することは極めて困難であった。	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上水道: なし ガス配管: なし 下水道: なし (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	・物件1土地及び物件2土地は一体として太陽光発電設備の敷地として利用されているが、同土地の地勢は必ずしも平坦ではなく、傾斜部分や崖地部分等も含まれていることが確認された。 ・本件土地には地積測量図が存在するが、同土地の隣接境界や接面道路等の確認にあたっては、地勢や傾斜の状況等から立入が不可能な箇所も多く存在しており、同土地の全体の形状や接面道路等について明確に確認することは極めて困難であった。 ・本件土地は太陽光発電設備の用に供されているが、同土地上に存在する太陽電池モジュール等の設備については、本件土地の所有者が従前より所有していたものだけでなく、隣接土地所有者等他者が所有していたものも含まれていることが確認された。	

第5 評価額算出の過程

積算価格の査定

当該地域の地価水準を考量し、近隣地域における標準的画地の標準価格を査定した後、対象地の個別的価格形成要因を分析した結果、以下のとおり評価額を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	占有減 価修正 エ	市場性 修 正 オ	競売市 場修正 カ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ×カ
1	6,850	0.76	644.00	100%	45%	70%	1,060,000
2	6,850	0.76	555.00	100%	45%	70%	910,000
一 括 価 格(合計)							1,970,000

ア 標準画地価格： 取引事例等を参考に、収益性等を考慮して査定した。

イ 個別格差： 不整形 (0.95)
崖地部分等を含むこと (0.80)

ウ 地 積： 公簿数量

エ 占有減価修正： 修正の必要がない。

オ 市場性修正： 特殊用途に供されている物件で市場が限定的であると判断されること、隣接地等との境界が必ずしも明確に確認できなかったこと、太陽光発電設備について不当利得返還請求権が発生するリスクが存在していること等を総合的に考量した。

カ 競売市場修正： 第2の評価条件欄の不動産競売市場の特殊性を考慮のうえ、0.70を乗じた。

第6 参考価格資料

固定資産税評価額 (令和 8 年度)

物件1(土地): 2,776,928 円

物件2(土地): 2,393,160 円

第7 付属資料の表示

1 目的物件の位置図

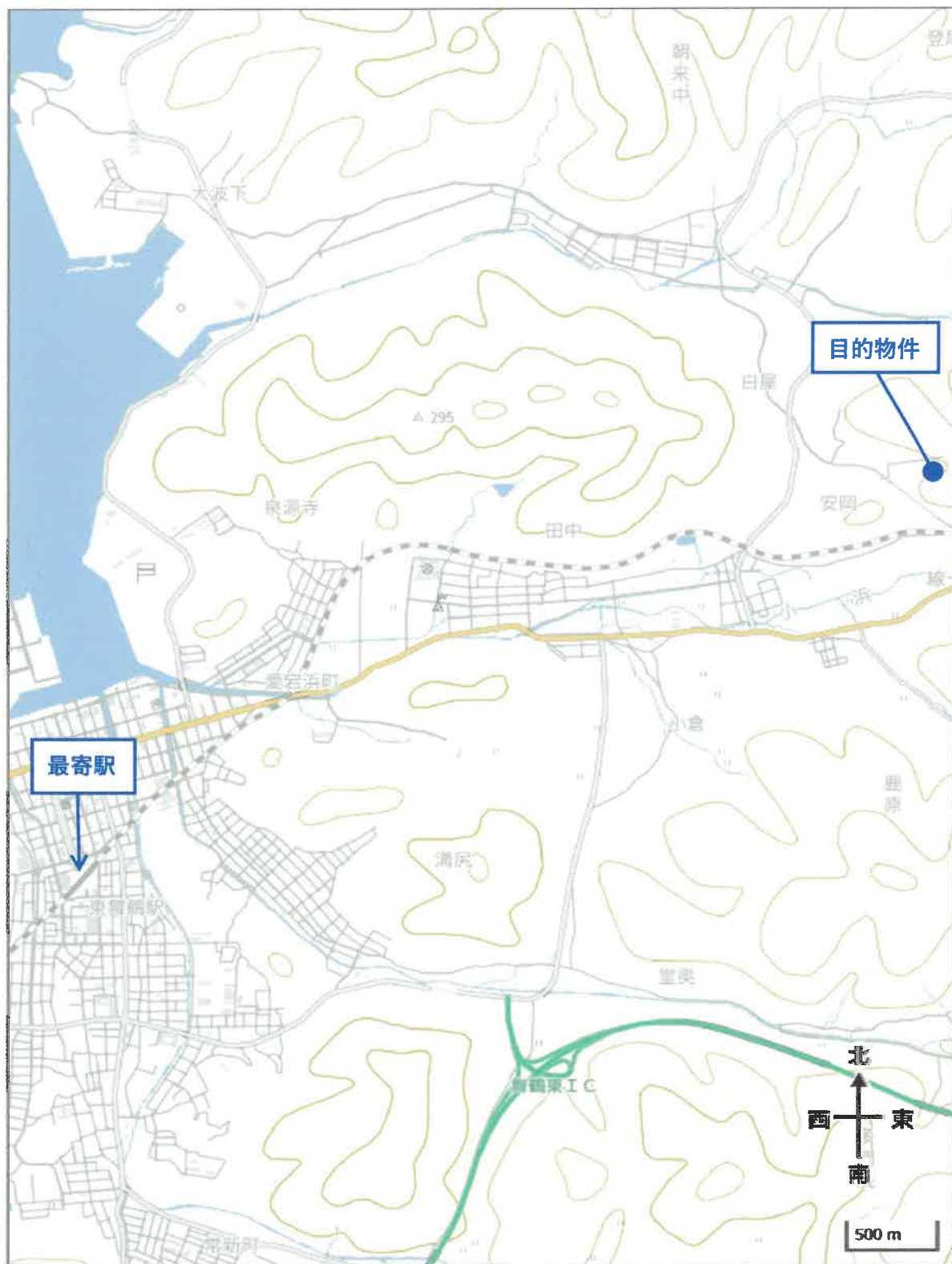
2 付近地図

以上

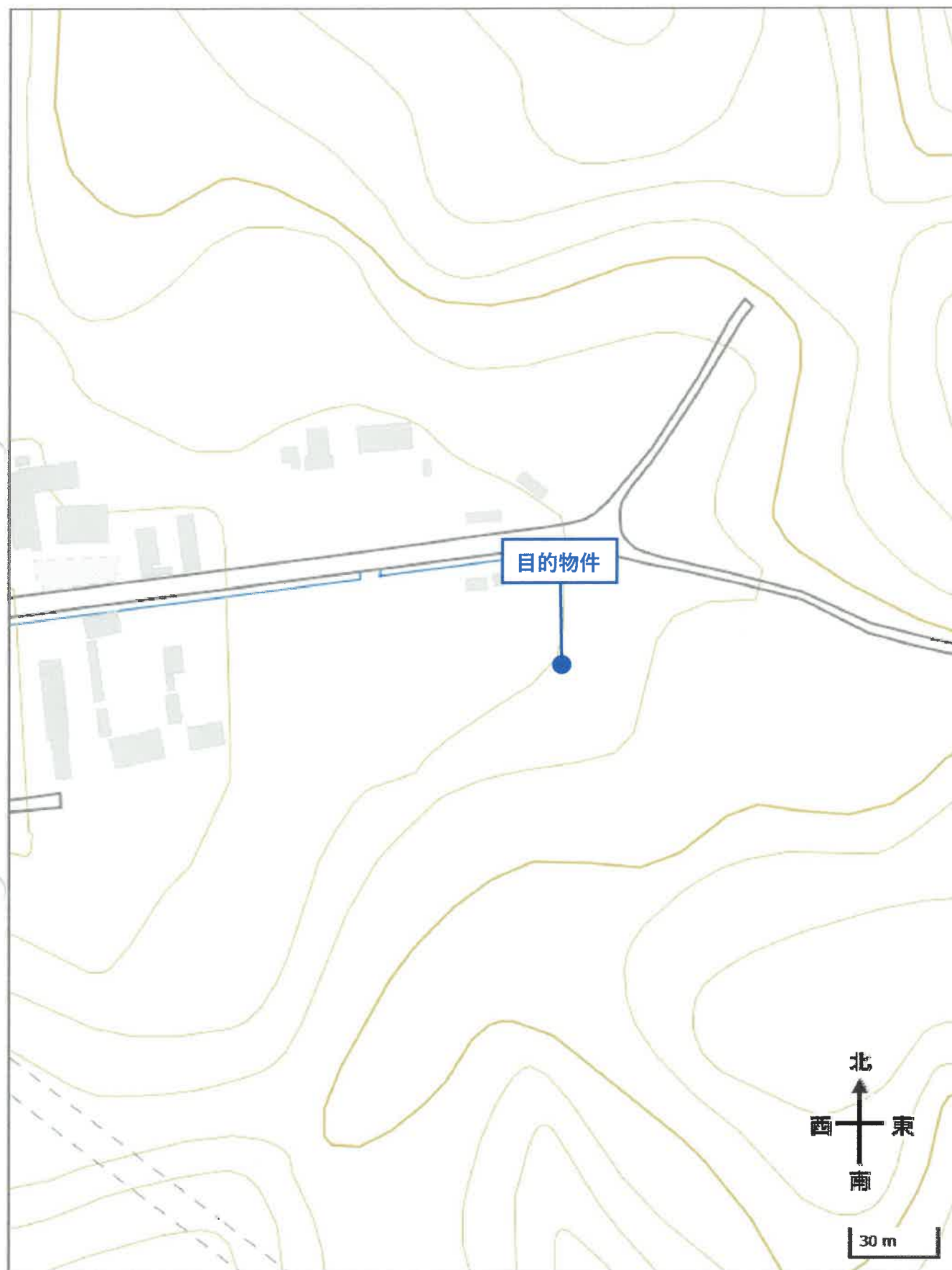
物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|-----------------|
| 1 | 所 在 | 舞鶴市字安岡小字大内 |
| | 地 番 | 1 0 3 0 0 番 7 9 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 6 4 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 舞鶴市字安岡小字大内 |
| | 地 番 | 1 0 3 0 0 番 8 0 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 5 5 5 平方メートル |





出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して利用



出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して利用